

## 一の建築物（建築物の下層にある地下車庫）

法第6条、令第1条第1号

### 【内 容】

建築物の下層に地下車庫がある場合、当該建築物と地下車庫が構造上一体でないものについては、それぞれ別棟の建築物として取り扱う。

### 【解 説】

図のように上層の建築物と下層の地下車庫が構造上一体でないものについては、それぞれの離隔距離にかかわらず別棟の建築物と判断することを示した。

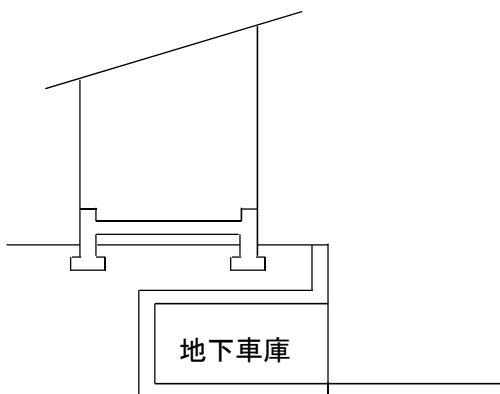


図 別棟の建築物として取り扱う例

### 【取り扱い開始時期】

平成30年 2月 1日